

令和6年度加古川市病児保育事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市病児保育事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助金の交付の対象は、市内において国が定める病児保育事業実施要綱に規定される事業類型「病児対応型」事業を実施する者とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表の区分ごとに、左欄に掲げる補助基準額と右欄に掲げる対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額の合計額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、加古川市病児保育事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

2 補助申請者は、前項に規定する補助金の交付申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市病児保育事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

（報告義務）

第6条 補助申請者は、補助事業の実施状況を事業を実施した翌月10日までに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき又は第5条の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、加古川市病児保育事業補助金実績報告書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて、14日以内に市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を加古川市病児保育事業補助金確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、上半期実績に基づく補助見込額の1/2以内の額を、年度途中で交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、加古川市病児保育事業補助金請求書（様式第5号）を速やかに市長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日より施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助基準額			対象経費
1 基本・加算分			病児保育事業に要する経費
(1) 基本分 1 か所当たり年額 8,443,000円 うち改善分 2,538,000円 ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算する。			
(2) 加算分			
ア 年間延利用児童数により区分される次に定める額			
50人以上	100人未満	1,000,000円	
100人以上	150人未満	1,500,000円	
150人以上	200人未満	2,000,000円	
200人以上	300人未満	3,000,000円	
300人以上	400人未満	4,000,000円	
400人以上	500人未満	5,000,000円	
500人以上	600人未満	6,000,000円	
600人以上	700人未満	7,000,000円	
700人以上	800人未満	8,000,000円	
800人以上	900人未満	9,000,000円	
900人以上	1,000人未満	10,000,000円	
1,000人以上	1,100人未満	11,000,000円	
1,100人以上	1,200人未満	12,000,000円	
1,200人以上	1,300人未満	13,000,000円	
1,300人以上	1,400人未満	14,000,000円	
1,400人以上	1,500人未満	15,000,000円	
1,500人以上	1,600人未満	16,000,000円	
1,600人以上	1,700人未満	17,000,000円	
1,700人以上	1,800人未満	18,000,000円	
1,800人以上	1,900人未満	19,000,000円	
1,900人以上	2,000人未満	20,000,000円	
2,000人以上	2,200人未満	20,900,000円	
2,200人以上	2,400人未満	22,800,000円	
2,400人以上	2,600人未満	24,700,000円	
2,600人以上	2,800人未満	26,600,000円	
2,800人以上	3,000人未満	28,500,000円	
3,000人以上	3,200人未満	30,400,000円	
3,200人以上	3,400人未満	32,300,000円	
3,400人以上	3,600人未満	34,200,000円	
3,600人以上	3,800人未満	36,100,000円	
3,800人以上	4,000人未満	38,000,000円	
※4,000人以上の場合は別途協議			
イ	研修参加費用	1 か所当たり年額10,000円	
ウ	当日キャンセル対応により区分される次に定める額		
	(1) 25回以上50回未満	247,900円	
	(2) 50回以上100回未満	502,500円	
	(3) 100回以上150回未満	670,000円	
	(4) 150回以上	1,005,000円	
2 普及定着促進費（開設準備経費）			開設に要する経費 （但し、左記の内容に限る。）
(1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分に限る。） 600,000円 （事業開始の前年度又は事業開始年度1回限り） ※(1)(2)とも令和5年度中に支払われたものに限る。			

3 低所得者減免分加算 次に掲げる区分ごとに減免をした年間延人数（加古川市民に限る。） に、それぞれの単価を乗じた額 (1) 生活保護による被保護者世帯 1人当たり2,000円 (2) 市区町村民税非課税世帯 1人当たり1,000円	利用料を減 免した額
---	-----------------------

（注）補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

加古川市病児保育事業補助金交付申請書

年 月 日

加古川市長 様

補助申請者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、令和 6 年度加古川市病児保育事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	令和 6 年度
補 助 金 の 名 称	加古川市病児保育事業補助金
補 助 事 業 の 名 称	病児保育事業
補 助 事 業 の 内 容	
補助金の交付申請額	円
補助事業の着手及び完了年月日	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	1 事業実施計画書 2 収支予算書 3 その他

加古川市病児保育事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長 

補助金の交付について次のとおり決定しましたので、令和6年度加古川市病児保育事業補助金交付要綱第5条の規定により、通知します。

補 助 年 度	令和6年度
補 助 金 の 名 称	加古川市病児保育事業補助金
交 付 申 請 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 名 称	病児保育事業
補 助 事 業 の 内 容	
交 付 の 可 否	交 付 ・ 不 交 付
不 交 付 の 理 由	
補助金の交付決定額	円
補助金の交付条件	
交 付 申 請 書 の 取 下 申 出 期 間	年 月 日まで

加古川市病児保育事業補助金実績報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

令和6年度加古川市病児保育事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補 助 年 度	令和6年度
補 助 金 の 名 称	加古川市病児保育事業補助金
補 助 事 業 の 名 称	病児保育事業
交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号
補助金の交付決定額	円
補 助 金 精 算 額	円
補助事業の実績内容	
添 付 書 類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 その他

加古川市病児保育事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

加古川市長 

補助金の額を確定したので、令和6年度加古川市病児保育事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

補 助 年 度	令和6年度
補 助 金 の 名 称	加古川市病児保育事業補助金
補 助 事 業 の 名 称	病児保育事業
交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号
補助金の交付決定額	円
補 助 金 確 定 額	円
そ の 他	

加古川市病児保育事業補助金請求書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、令和 6 年度加古川市病児保育事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	令和 6 年度
補 助 金 の 名 称	加古川市病児保育事業補助金
補 助 事 業 の 名 称	病児保育事業
確定通知年月日及び番 号	年 月 日 第 号
補 助 金 交 付 済 額	円
補 助 金 請 求 額	円
添 付 書 類	

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者
所 在 地
施 設 名

代表者氏名

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額		円	
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※ 1		円	
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※ 2		円	
補 助 金 返 還 相 当 額 (※ 2 の額から※ 1 の額を差し引いた額)		円	
添 付 資 料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）	